

「PFI 事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方」に関する意見

09 年 1 月 18 日

鳥取大学 光多長温（専門委員）

欠席させていただくため、意見を文書で提出させていただきます。12 月資料に関する文言修正等を考えていましたが、12 月資料に比べて大幅に改善されており、PFI の本質に違うような表現はほとんど修正されていますので、その他の点について意見を申し上げます。

1 . p. 1 脚注

・この脚注は意味があると思います。運営重視型 PFI という表現に従来から違和感をもっていました。あくまで、PFI はコア部分を効率的に行うもので、PFI が事業全体を運営していくかのような表現はまずいと思っていました。さらに言えば、「選定事業者に委託されるのはノンコア業務（周辺業務）であることが基本である」の方がベターでしょう。

2 . p.7(9)最後に

・ここで、本文書の位置づけが明確に書かれている。当初、プロセスの検討及び標準契約書の作成を目指していたが、本文書をベースに標準契約書を作成していくことを明言している点、意義あるものと考えます。

3 . p.124 . (1)

・やはり、運営重視型ですか。

4 . P.224 . 具体的な規定の内容

・物価高騰による変更のタイムスケジュールをある程度示すことは難しいでしょうか。たとえば、本契約時において価格について基本的合意に達し（物価高騰リスクへの対応）、その後は何らかのルールで対応する（価格改定ルールに則る）ような考え方を取れないでしょうか。

5 . p.27(3)逸失利益

・この部分は（今道専門委員の意見も含めて）さらに検討すべきであると思われる。この文章からは、逸失利益は基本的に必要ないという論に受け止められるが、そうすると、SPC は損失補償のみになり、民間事業者の参画意欲を削ぐことにならないでしょうか。「事業に応じた逸失利益の補償は必要であるが、（脚注にあるように）その額については事前によく協議することが必要である」という表現が望ましいのではないのでしょうか。なお、逸失利益の範囲は限定されるというのは正当としても、どの程度にまで限定されるかが問題でしょう。

・なお、修繕費が平準化されて支払われている場合で事業初期段階で解除となった場合の修繕費利益や再委託先との委託金差額が不当に高かった場合の利益等については別途検討を要するのではないのでしょうか。

・また、初期資本金や株主劣後融資の回収は、p.26の初期投資で読むのでしょうか。

#### 6 . P27 脚注 18

・この部分はよく議論してこなかったと思います。わが国のPFIが実質的にはユニタリーペイメントになっていない現状を踏まえて議論すべきことと思います。

#### 7 . p.28(2)契約未実現リスク

・この表現は曖昧でしょう。契約に至らなかった責任が管理者にある場合と、双方にある場合と民間事業者にある場合とで明確に切り分けて考えるべきとすべきでしょう。

#### 8 . p.31 2) 融資契約

・やや論理が曖昧。わが国のPFIが実質的にユニタリーペイメントとは言えない状況である現状（元本部分は補償）からすると、本来、融資契約が最終的に定まった段階で管理者からの支払額を決めるべきではないのでしょうか。この部分は論旨がややあいまいであると思います。「・・・という声もある」という文学的な表現（どこからの声でしょうか）は適切ではないのではないのでしょうか。

#### 9 . p.32 (2)情報の公表

・全体的にもう少し論旨を明確にすべきでしょう。

PFIが住民の最大福祉を目指すものであるという趣旨から、管理者、民間事業者と金融機関がほぼ同一の情報を持ち、事業全体を進めていくことが基本ではないのでしょうか。この点で、今道専門委員の情報公開に関するご意見は理解できません。いやしくも、住民と対峙するような考え方はPFIの基本に抵触することでしょう。

もちろん、民間事業者の地位に大きな影響を与える場合は民間事業者の要求に基づいて情報公開は制限される。但し、共有している情報を情報公開しないということが現実に（例えば、首長交代の場合でも）どのように担保されるかさらに議論されるべきでしょう。

いずれにしても、情報公開が推進されている今日に8条委員会で情報公開に慎重な意見を出すことはいかがなものでしょうか。

#### 10 . p.36 紛争解決

・p.34脚注やp.36脚注に「・・・の指摘もある」というのは曖昧（英語ではどのようなのでしょうか）。「公共管理者、民間事業者双方から・・・との意見があった」ということでしょうか。

11 . p.37(4)

・本来、(時点にもよるが) 契約締結の際の弁護士が関与して解決するのが(有効であるというのではなくて) 基本でしょう。時間が経った後等、これが困難な時には紛争調停等を考えるでしょう。

12 . P.41 直接法令変更及び一般法令変更

・「一般法令変更」の規定、及び範囲(法令によるものや予算によるもの等)がやや曖昧と考えられる中で、この費用の分担は民間事業者とするのはきついのではないのでしょうか。

以上